

令和5年度鳴門市観光情報発信業務受託候補事業者評価基準

この基準は、公募型プロポーザルにより、令和5年度鳴門市観光情報発信業務受託候補事業者を決定するため、参加者から提出された業務提案書等の内容を可能な限り客観的に評価するために基準として示すものです。

1 評価基準表

事項	評価項目	評価の視点	配点
業務実績に関する事項	成果	類似業務において十分な成果をあげることができているか。	10
	知識・技術の蓄積	業務の実施に必要な知識や技術を十分に有しているか。	10
業務履行に関する事項	情報発信の有効性	発信する情報が、本市観光への関心を高めるために効果的であるかどうか。	10
	情報発信の計画性	時宜を逃さず、タイムリーな情報発信を行うための計画策定やスケジュール管理が可能か。	20
	情報発信の独自性	仕様書記載内容以外に独自の提案や先駆的な提案があるか。	10
	新規フォロワー獲得への有効性	新規フォロワー獲得のための有効な提案はあるか。	20
	事業検証の確実性	本業務によりどれだけの人に本市観光情報が届いたか確認できるか。また、どのような情報発信が有効であったかを確認できるか。	10
見積金額に関する事項	業務見積金額	提案内容に対して見積金額が妥当であるかどうか。	10
合 計			100

2 審査方法

- (1) 評価基準表の業務見積金額以外の評価項目については、次に示す6段階評価による得点化方式により得点を付与します。

評価内容	得点化方式
特に優れている	配点×1.00
優れている	配点×0.80
普通	配点×0.60
やや劣っている	配点×0.40
劣っている	配点×0.20
評価項目に対する提案がされていない等	配点×0.00

- (2) 評価基準表の業務見積金額の評価項目に対する得点の付与方式は以下のとおりです。
 得点 = 配点 × 最低業務提案見積額 ÷ 本業務提案見積額 (小数点以下は四捨五入)
 ※著しく妥当性を欠くもの(業務提案に係る委託料の見積上限額の60%を下回る場合)は、本項目を0点とする。
- (3) 参加者が1者であっても審査を実施し、総得点の6割以上を満たしている場合は受託候補事業者として決定します。